

ウクライナ情勢により 原材料の調達コスト の増加に悩まれている 水産加工業者の皆様へ

水産加工業原材料調達 円滑化緊急対策事業

- ✓ 原材料の調達方法の変更や販路の維持・拡大等に関する取組を強力的に支援。
- ✓ 具体的には、運送経費、新商品開発費、販売促進・広報宣伝費、加工機器導入費の2/3を補助。

詳細は次ページ

水産加工業原材料調達円滑化緊急対策事業

* 目的:ウクライナ情勢の影響により、我が国の水産加工業者の加工原材料の調達や国民生活・経済活動に不可欠な水産物の安定供給に支障が生じることのないよう、水産加工業者における①原材料の調達方法の変更に係る取組②販路の維持・拡大を目指す取組③加工機器の導入に係る取組等に必要となる経費を緊急的に支援します。

* 補助要件:次の対象水産物を原材料として日本国内において水産加工品(*1)を製造する水産加工業者(大企業(*2)を除く)が原材料の調達方法(調達水産物・調達先・調達経路)の変更に係る取組、販路の維持・拡大を目指す取組、加工機器導入に係る取組等を行う者であること。

【対象水産物】

①さけ・ます類 ②にしん ③ひらめ・かれい類 ④たら類 ⑤ほっけ ⑥めめけ類⑦えび類 ⑧かに類⑨貝類(つぶがい、あかがい) ⑩いか類 ⑪なまこ類 ⑫うに類 ⑬魚卵 ⑭海藻類 ⑮その他水産庁長官が特に必要と認めるもの

* 補助率:2/3以内(中堅企業等(*3)を除く)、1/2以内(中堅企業等)

* 補助上限額:1取組当たり5,500万円(1補助事業者当たりの上限も同様とします)

* 補助対象経費(下記の(1)~(4)の取組について、複数実施可能です)

計画認定された場合、4月1日以降に実施している取組に係る経費(補助対象経費)について、支援を受けることが出来ます。

(1)原材料の調達方法の変更(調達水産物、調達先、調達経路)等に関する取組に要する経費

運送経費(トラックへの積み下ろし費や入庫費等の運送に当たって附帯する経費を含む。) 製氷購入費

(2)新商品開発に関する取組に要する経費

原材料費 梱包用資材費 新商品開発用資材費 製品パッケージ作成費 専門家派遣費(専門家による新商品開発指導)

(3)広告宣伝・販売促進に関する取組に要する経費

商談旅費 サンプル製品用原材料費 サンプル製品送料 広告宣伝費

(4)加工機器導入に関する取組に要する経費

(既存の加工機器では新たな取組が実施出来ない場合に限る)

水産物加工機器の導入経費 当該機器の設置費用

*1 水産動植物を主原材料(原材料割合で50%以上、ただし練り製品は20%以上)として製造された食用加工品及び生鮮冷凍水産物

*2 資本金等の額が10億円以上(資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は常勤従業員が2,001人以上)の企業及び当該企業に支配されている企業

*3 資本金等の額が3億円を超え、10億円未満(資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は常勤従業員数が300人を超え、2,000人以下)の企業及び当該企業に支配されている企業

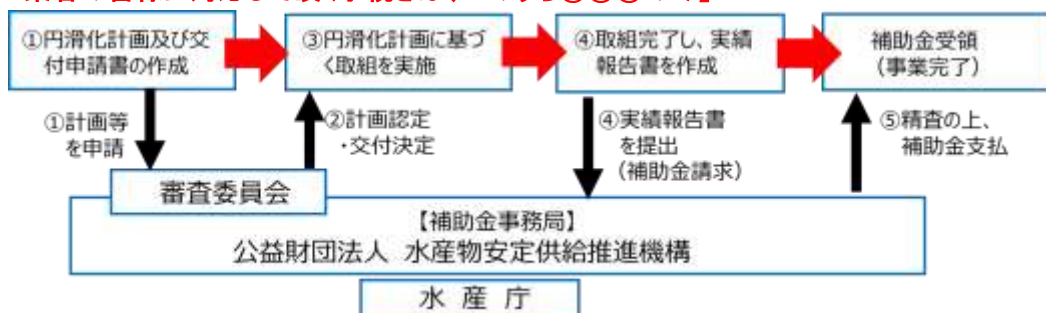
* スケジュール

①円滑化計画の3次募集申請書受付期間:令和4年12月1日~12月15日まで(公示は令和4年11月15日)

②計画認定・交付決定:令和5年1月下旬(予定)

* 申請から補助金受領までの流れは、以下の①~⑤のとおり。

【水産加工業者の皆様に対応して頂く手続きは、このうち①③④のみ】



お問い合わせ先:【補助金事務局】公益財団法人 水産物安定供給推進機構 小松、太田

電話番号:03-3254-7045 募集HP(URL):<http://www.fishfund.or.jp/jigyou8.html>

E-mail:kinkyu@fishfund.or.jp